



平成 29 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 東京応化工業株式会社
代 表 者 名 取締役社長 阿久津 郁夫
コード番号 4186 (東証第一部)
問 合 せ 先 広報部長 安生 洋己
TEL. 044-435-3000

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、「定款一部変更の件」を本年 6 月 28 日開催予定の当社第 87 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとしておりますが、当社グループの決算期をグローバルベースで統一することで、当社グループが一体となった決算・管理体制の強化および効率化ならびに経営情報の適時・的確な開示によるさらなる経営の透明性の向上を図るため、当社の事業年度を毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに変更するものであります。これに伴い、現行定款第 14 条 (定時株主総会の基準日)、第 40 条 (事業年度)、第 41 条 (期末配当金) および第 42 条 (中間配当金) に所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第 88 期事業年度は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの 9 カ月決算となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 28 条 (社外取締役との責任限定契約) および第 36 条 (社外監査役との責任限定契約) の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第 28 条の変更に关しましては、監査役全員の同意を得ております。

(3) 上記のほか、定款に規定すべき事項の見直しを行い、現行定款第 23 条 (役付取締役および代表取締役) の字句を整備するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

第 87 回定時株主総会開催日 : 平成 29 年 6 月 28 日

定款変更の効力発生日 : 平成 29 年 6 月 28 日

以 上

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3</u>月 31 日とする。</p> <p>(<u>役付取締役および代表取締役</u>)</p> <p>第 23 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役会長、取締役社長各 1 名、その他取締役会が必要と認める役付取締役を選定することができる。</u></p> <p>② <u>取締役社長は、会社を代表する。</u></p> <p>③ <u>取締役会は、その決議によって前項に加えてさらに代表取締役を選定することができる。</u></p> <p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>)</p> <p>第 28 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>第 36 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>12</u>月 31 日とする。</p> <p>(<u>代表取締役および役付取締役</u>)</p> <p>第 23 条 取締役会は、その決議によって<u>代表取締役を選定する。</u></p> <p>② <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、その他取締役会が必要と認める役付取締役を選定することができる。</u></p> <p>③ <u>取締役社長は、会社を代表する。</u></p> <p>(<u>取締役との責任限定契約</u>)</p> <p>第 28 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(<u>監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>第 36 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(事業年度)</p> <p>第 40 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第 41 条 当社は、株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第 42 条 当社は、取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第 40 条 当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間とする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第 41 条 当社は、株主総会の決議によって毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第 42 条 当社は、取締役会の決議によって毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>附 則</u></p> <p>① <u>第 40 条の規定にかかわらず、第 88 期事業年度は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの 9 カ月間とする。</u></p> <p>② <u>第 42 条の規定にかかわらず、第 88 期事業年度の中間配当の基準日は、平成 29 年 9 月 30 日とする。</u></p> <p>③ <u>本附則は、第 88 期事業年度終了後、これを削除する。</u></p>